

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

午前 10 時開会

【司会】 大変長らくお待たせいたしました。

まだ、お見えになられていない委員さんがいらっしゃいますが、定刻をまわっておりますので進めさせていただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成 23 年度第 1 回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げます。

誠に恐縮ではございますが本日の進行役を努めさせていただきます、私、都市政策課の由比でございます。

どうぞ宜しくお願いします。

今日は、皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席賜り誠にありがとうございます。

本日の審議会の案件につきましては、先にご案内致しておりますとおり、生産緑地地区の変更について、ご審議をお願いすることとなっております。

何とぞ、ご審議ご協力の程よろしくお願い致します。

和泉市都市計画審議会公開要綱に基づき、審議会を公開とし、傍聴を認めておりますので宜しくお願い申し上げます。

また、議事録についても公表させていただきますのでご了解願います。

なお、議事録作成のため IC レコーダーにより、会議の様態を録音させていただきますことをご報告致します。

それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶申し上げます。

【市長】 皆様、おはようございます。

先週ぐらいから一気に寒くなってきましたけども、特に今日は、風が強い寒い中でございますが、皆様大変お忙しい中、平成 23 年度第 1 回和泉市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素、岩崎会長さんをはじめ、委員の皆様方には本市まちづくり行政をはじめ市制各般にわたりまして、大変、温かい、力強いご指導を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

本年に入りまして、3 月に東日本大震災、そして 9 月にはお隣の奈良県また和歌

山県で台風 12 号の大きな被害がございまして、その中で、まちづくりにとって安心・安全というものの重要性が再認識されたわけですが、私ども、和泉市におきましても、もちろん魅力と活力あるまちづくりにも取り組むわけですが、その今の一番の課題、安心・安全というものの実現に向けて「人がきらめき 共に育む 元気なまち・和泉市」の実現を目指して頑張っていきたいという風に考えております。

今日は、こちら駅前再開発事業で今年の 4 月にオープンさせていただきました「フュール和泉」の会議室、非常に都市計画の委員さんからすると、マッチしている、雰囲気すごくいいなという印象を受けるのですが、こちらで行わせていただきます。

ちょうど一年前に、この「フュール和泉」を含む地区におきまして再開発事業に関連致します都市計画変更をご審議をいただきまして、ご可決ということで、本当にその時は、お世話をおかけしましたが、この駅前再開発事業も駅舎の橋上化や駅前道路等の整備、駅前の広場を平成 25 年度の事業完成を目指し順調に進んでおります。

これからも、しっかりと和泉府中駅の活性化に向けて取り組んで参りたいという風に考えておりますので、変わらずご支援賜りますようお願いを申し上げます。

本日の議案につきましては、先にご案内させていただいておりますとおり「生産緑地地区の変更」についてのご審議をいただくことになってます。

どうか、慎重なるご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、審議会開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い致します。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、最初に前回の審議会以降、委員さんに異動がございましたので、市長より委嘱状の交付をさせていただきます。

交付順につきましては、お座りの席の順番に交付させていただきますので、自席にてお待ちしておりますよう、宜しくお願い致します。

それでは市長、宜しくお願い致します。

【市長から委員に委嘱状の交付】

【司会】 ありがとうございます。

この度、委員さんに異動がございましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

名簿の順によりご紹介申し上げます。

まず、本審議会会長で大阪工業大学工学部教授の岩崎義一様でございます。

【岩崎会長】 宜しくお願い致します。

【司会】 続きまして、副会長で和泉商工会議所副会頭の阪口吉男様でございますが、所要によりご欠席の連絡をいただいております。

次に、1号委員さんでございますが、学識経験者6名の方々にお願い致しております。

まず、元住宅・都市整備公団関西支社副社長の島田重康様でございます。

【島田委員】 島田でございます。宜しく。

【司会】 次に、農業委員会代表の辻畑忠紹様でございます。

【辻畑委員】 辻畑です。どうぞ宜しくお願い致します。

【司会】 同じく、農業委員会代表の西辻達佳様でございます。

【西辻委員】 西辻です。宜しくお願い致します。

【司会】 次に、近畿大学総合社会学部教授の藤田香様でございます。

【藤田委員】 藤田でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

【司会】 次に、いずみの農業協働組合 常務理事の松田良輝様でございます。

【松田委員】 松田です。どうぞ宜しくお願い致します。

【司会】 次に、和泉市商店連合会会長の村井良之様でございます。

【村井委員】 村井でございます。

【司会】 以上が、1号委員の皆様でございます。

続きまして、2号委員の皆様でございますが、市議会議員7名の方々をお願い致しております。

まず、市議会議長の着本直幸様でございます。

【着本委員】 着本でございます。宜しくお願い致します。

【司会】 次に、市議会議員の赤阪和見様でございますが、後ほど来られると思います。

同じく、浜田千秋様でございます。

【浜田委員】 はい、浜田です。宜しく申し上げます。

【司会】 同じく、西口秀光様でございますが、所要によりご欠席の連絡をいただいております。

次に、市議会議員の金児和子様でございます。

【金児委員】 金児でございます。宜しくお願い致します。

【司会】 同じく、知覧正勝様でございます。

【知覧委員】 知覧です。宜しくお願い致します。

【司会】 同じく、柏富久蔵様でございます。

【柏委員】 宜しく申し上げます。

【司会】 以上が、2号委員の皆様でございます。

続きまして、3号委員でございますが、関係行政機関の職員としまして、和泉警察署長の乾優様でございますが、他の公務によりご欠席で、代理の総務課長の宮崎友秋様でございます。

【宮崎委員】（代理） 宮崎です。宜しくお願ひ致します。

【司会】 続きまして、4 号委員の皆様でございますが、住民の代表と致しまして町会連合会会長の藤原利男様でございますが、所要によりご欠席の連絡をいただいております。

次に、連合婦人会代表の大倉美佐子様でございます。

【大倉委員】 大倉でございます。宜しくお願ひ致します。

【司会】 次に、市民公募により選出させていただきました小西充様でございます。

【小西委員】 小西です。宜しくお願ひ致します。

【司会】 同じく、小林順子様でございます。

【小林委員】 小林です。宜しくお願ひ致します。

【司会】 以上が、4 号委員の皆様でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

副市長の飯坂でございます。

【事務局】（飯坂副市長） 飯坂でございます。どうぞ宜しくお願ひ致します。

【司会】 都市デザイン部長の溝川でございます。

【事務局】（溝川都市デザイン部長） 溝川です。どうぞ宜しくお願ひ致します。

【司会】 都市デザイン部都市政策監の松田でございます。

【事務局】（松田都市政策監） 松田でございます。宜しくお願ひ致します。

【司会】 都市デザイン部都市政策課長の中戸でございます。

【事務局】（中戸都市政策課長） 中戸でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

【司会】 以上で、審議会委員の皆様、並びに事務局職員の紹介を終わらせて頂きます。

次に本日の審議会でございますが、16名の委員さんが出席されておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本日の議案につきまして市長より当審議会へ付議して頂きます。

【市長から会長へ付議】

【司会】 ありがとうございます。

それでは、これより議事の進行につきまして岩崎会長にお願いしたいと思います。

宜しくお願い致します。

【岩崎会長】 それでは、平成 23 年度第 1 回和泉市都市計画審議会の次第にそいまして議事を進行させていただきます。

「議案第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」上程し、事務局よりご説明をお願い致します。

【事務局】（中戸都市政策課長） 都市政策課の中戸でございます。

只今、ご上程頂きました、議第 1 号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、ご説明致します。

議案書の 1 ページから 15 ページ、参考資料の 1 ページでございます。

それでは前方スクリーンをご覧ください。

はじめに、生産緑地制度につきましては、平成 3 年の生産緑地法並びに農地関連税制の改正によりまして、市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものを明確化し、保全する農地につきましては、平成 4 年中に生産緑地として、都市計画決定したものでございます。

その当時の市街化区域内農地、約 312ha の内、約 34.2%に当たります約 106.89ha、地区数にして 416 地区を生産緑地地区として指定しております。

その後、買取り申出によります制限解除や公共用地として買い取られたものについて廃止するとともに、営農環境の向上に資するもの等につきましては、都市計画決定権者の判断によって追加するなど、これまでに 19 回の変更を行っており、現在、面積約 97.16ha、地区数にして 386 地区が生産緑地地区として指定してございます。

今回ご審議をお願い致しますのは、これまでの変更と同様に買取り申出により、行為の制限が解除された区域を廃止するとともに、農地所有者から指定の申出があったものについて、生産緑地機能や営農環境の向上に資するものとして、追加指定しようとするものでございます。

なお、変更案につきましては、平成 23 年 9 月 27 日から 10 月 11 日の 2 週間、都市政策課窓口において、都市計画法第 17 条に基づき、案の縦覧を行いました。

その結果、意見の提出はございませんでした。

それでは、今回、変更致します地区につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 2 ページに一覧表を添付しておりますので、ご覧願います。

今回変更致しますのは、一覧表のとおり、葛の葉町地区 6 から唐国町地区 15 までの 20 地区でございます。

その内訳でございますが、小計の備考欄に記載しておりますとおり、追加地区が 7 地区、区域変更が 10 地区、廃止が 3 地区でございます。

その結果、和泉市の生産緑地地区は、合計欄に記載しておりますとおり、地区数は 390 地区となり、変更後の面積は、約 94.40ha となるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

変更予定地区の計画図は、議案書の 5 ページから 15 ページに記載しておりますが、前方のスクリーンにも同様の図面を映しますので、宜しくお願い致します。

それでは、変更理由ごとに説明致します。

参考資料の 1 ページをお願い致します。

『1 の 1 買取り申出によって地区の全部もしくは一部を廃止する地区』についてでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。

はじめに葛の葉町地区 6 ですが、オレンジ色の区域、約 0.13ha を廃止し、区域変更するもので、面積は約 3.04ha となります。

こちらは、買取り申出時の現況写真でございます。

この後の地区の説明につきましても現況写真を写しますので宜しくお願い致します。

次に上町地区 6 ですが、オレンジ色の区域、約 0.05ha を廃止し、区域変更するもので、面積は約 0.19ha となります。

なお、只今のオレンジ色の区域を廃止することにより地区が分断されますことから、緑色の区域約 0.05ha を上町地区 17 に、青色の区域約 0.09ha を上町地区 18 として地区の名称を追加致します。

次に、池田下町地区 27 では約 0.36ha を廃止し、地区についても廃止します。

次に万町地区 12 ですが、オレンジ色の区域、約 0.18ha を廃止し、区域変更するもので、面積は約 0.16ha となります。

なお、只今のオレンジ色の区域を廃止することにより地区が分断されますことから、緑色の区域約 0.07ha を万町地区 18 に、青色の区域約 0.12ha を万町地区 19 として地区の名称を追加致します。

次に、和気町地区 27 では、約 0.14ha を廃止し、約 0.31ha となります。

以下同様に和気町地区 28 では、約 0.05ha を廃止し、地区についても廃止致します。

小田町地区 3 では、約 0.12ha を廃止し、約 0.37ha となります。

箕形町地区 6 では、約 0.40ha を廃止し、地区についても廃止致します。

箕形町地区 17 では、約 0.46ha を廃止し、約 0.10ha となります。

唐国町地区 2 では、約 0.09ha を廃止し、約 0.19ha となります。

唐国町地区 4 では、約 0.15ha を廃止し、約 0.30ha となります。

唐国町地区 6 では、約 0.04ha を廃止し、約 0.13ha となります。

唐国町地区 7 では、オレンジ色の区域、約 0.64ha を廃止し、約 0.54ha となります。

なお、只今のオレンジ色の区域を廃止することにより地区が分断されますことから、緑色の区域約 0.11ha を唐国町地区 14 に、青色の区域約 0.29ha を唐国町地区 15 として地区の名称を追加致します。

以上 13 地区、面積にして約 2.81ha を廃止しようとするものでございます。

続きまして『2. 追加関連地区』でございます。

『都市計画決定権者の判断によって地区を追加する地区』でございまして、追加指定することで、生産緑地機能や営農環境の向上が見込まれる地区でございます。

追加指定の地区は、赤色区域の面積、約 0.05ha を浦田町地区 8 として新たに追加致します。

以上が今回の変更地区でございまして、この結果、和泉市の生産緑地地区は、地

区数は 386 地区から 4 地区増の 390 地区となります。

また、面積は約 97.16ha から約 2.76ha 減の約 94.40ha となるものでございます。

以上、「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」説明を終わらせていただきます。

何卒、よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【岩崎会長】 只今、議案の説明が終わりました。

委員の皆様、何か、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

件数が多いようですので、あと数分お待ちしたいと思います。

せっかくの審議ですので、何かご意見ございましたらどうぞ。

ちょっとそれまでの間に、私の方から、関心があつて質問させていただいてよろしいでしょうか。

先程の現状のスライドで農地ではなく、竹林のような所があったように思うのですが。

【事務局】（中戸都市政策課長） 竹林につきましては、箕形町地区 17、お写真を出しているところでございます。

竹林の指定でございますが、いわゆる山林・竹林の指定については生産緑地法の解説では、「生産緑地地区の対象となる「農地等」とは、現に農業が行われている農地や採草放牧地、現に林業が行われている森林、現に漁業が行われている池沼等。」という取扱いとなっております。

山林であっても、林業の用に供する場合は、生産緑地地区の指定が可能となっております。

以上でございます。

【岩崎会長】 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。各委員の皆様。

何かご質問ございませんでしょうか。

【赤阪委員】 はい。池田下の 27、もう一度写真をお願いします。

もう既にこういう形になっているということは、いつ頃から、こういう形の現況

になっているのですか。

本来、生産緑地を外すという時は、その前に土地を触っていないという、私達はその思いで見えています。

けれども、こういう現況になっているこの写真は、非常に前に写した写真ですよ
ね。

もう一年も、以前に写してる写真だと思います、この写真は。

というのは、ここに元々あった建物自体は、一年ほど前からありませんからね。

あるという事は、その時にはまだ生産緑地でなかったらいけないというような、
言えばこの写真から見ると、そういう所の現況を見たかったので、これを外して、
ゆくゆくはこうなっていくんだろうという推測は、邪推かもしれませんが出来る訳
ですね。

そういう点では、これを外さないといけないとか言うよりも、普段からの現況を
把握し指導するという行政の立場でいうと、きちっとした方向性が欲しいと。

それだけの意見であります。

【岩崎会長】 今、赤坂委員がおっしゃったのは、多分、他の都市でも似たよう
な事が起こっているのですが、いわゆる生緑法と都計法のリンケージが、うまくい
ってなくて、手続き関係の時期のギャップですかね。

そういった所の制度と、その運用にかかる事だと思うんですね。

だからと言って、所謂、一つの土地の所有者のマナーも含めた土地利用の指導と
言いますか、そういうあたりの所が重要ではないのかという意見のようございま
す。

赤坂委員、そういう趣旨ですね。

【赤坂委員】 そうです。

【岩崎会長】 事務局の方で、今の質疑というよりも意見に対してご回答をお願
いします。

【事務局】（中戸都市政策課長） 今のご質問にご答弁させていただきます。

事務局と致しましては、確かに生産緑地は都市計画に定められる行為でございま
す。

その変更につきましては、こういう都市計画の審議会の議の場を得るという形に

なってます。

ただ、ご指摘の通り手続きと致しましては、従前にその生産緑地法に基づく手続きを出されるという形になっておりまして、その辺が時間的に誤差がございます。

私共の方も、一定そのような事を審議会でお聞きする事がございます。

そこで、国の見解なんでもございますが、国の見解では生産緑地地区については、都市計画に位置づけられていることから現行の手続きを廃止できないといったような解答がございます。

ただ、市町村の審議会の審議の方法につきましては、考慮するといったような事も今後、必要ではないかなという風に考えております。

大阪府関係、周辺市町村も含めまして、一つの検討課題という風に事務局としては、思っております。

以上でございます。

【赤坂委員】 それで結構です。

買取り申出があつて、その間の時間的な流れは必要だと良く解ります。

この写真を見ても、平成 22 年の 4 月に撮影して買取り申出があつて、半年位ですか、申出期間は。

買取りの調査とか色々、その間に、都市計画審議会があるかないかというのは、またこれもひとつの。

【岩崎会長】 赤坂委員がおっしゃるのは、いわゆる生緑法の目的である、営農をきちっと継続していくのが前提だと。

しかしながら、その継続がある程度で止まっている時点で、法に基づいて手続きをやつたと、開発が進んだけれども。

ところが、こういう公的な審議会という場で、審議に凶るというタイミングのずれについて、その土地利用の指導等との関係は、どうなっているのかということだと思います。

これは、全国が抱えている課題であり、どちらかというところ、生緑法は、税法体系の方が重いということですので、都市計画法はどちらかというところ、都市の整備手段と申しますか、これらのことがうまく国の方の制度が連動していないということ、各自治体でも、お悩みなんですけれども、どこでも出ている問題のように思いますので、先程言われたように色々、府、あるいは国等にこういう意見があるという事で、ご報告していただければと思っています。

【赤阪委員】 ありがとうございます。

【岩崎会長】 他にございませんか。はい、小西委員どうぞ。

【小西委員】 今もお話があったと思うのですが、審議のグレードと言ったらおかしいですけど、この前やったような、地区計画に入れるとか入れないとか、そういうのと、今やっている生産緑地を外すとか入れるとか、グレードつけると言ったらおかしいですけど、何かここまで人が集まってですね、やる意味があるのかなという一つ疑問があって、要は、付近住民とか自治会さんとか農業委員会さんとか水利委員とか、関係のある人だけで、こういう事を決めれないのかなというのがそもそも根本にあるんですけど、それが今、言ったような色々、弊害があるみたいですけど、和泉市独自でそういう条例みたいなものを作ってですね、やるという事が出来ないのですか。

【岩崎会長】 大変、核心部分のご質問ですけど、どうぞ宜しくお願いします。

【事務局】（中戸都市政策課長） 小西委員のご質問について、お答えさせていただきます。

今も赤阪委員さんからのご指摘の中でも説明させていただきましたが、いわゆる生産緑地地区につきましては、都市計画で定めるという風になってございます。

また、その変更につきましても、都市計画審議会の議を経て、決定・変更するようになってございますので、所謂、この審議会の付議を省略することはできないという風なかたちになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

宜しくお願い致します。

【岩崎会長】 よろしいでしょうか。

今の件で、ここからは私見ですけど、参考までにお聞きいただければと思うのですが、例えばこういう 16 件、20 件という規模件数の審議は、よく起こる案件なんですよね。

通年すると、20、30 件、平均で起こるのですが、今の小西委員の言われたような形で、条例を仮に起こすとなると、これだけの面々のお忙しい委員さんを、合計で数十回会議をするしか方法がないと、所謂、申請が出た時点で毎回開催するしかないわけですね。

でも実際は、会議が成立するための委員数規定がありますので、中々、会議を運用するのが事務局として難しいと、そういうことで、2 回、3 回程度の中で各年度の分を審議していくわけで、結果的に中々、そのタイムラグを解消し、運用するのが難しい面があるというのが各自治体さんのお悩みのようにございます。

一応、参考までにですけど。

他にございませんか。

そうしますと、他に意見がないようですので、改めてお諮り致します。

「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」原案どおりに可決することについてご異議ございませんか。

【委員】 異議なし。

【岩崎会長】 ありがとうございます。

異議ないものと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

委員の皆様方には、慎重なるご審議を頂き誠にありがとうございました。

以上で本日の審議につきまして終了致します。

本日は、大変お忙しい所ご出席いただきありがとうございます。

最後に、事務局から何か、連絡事項があるということですので、宜しく願い致します。

【事務局】（中戸都市政策課長） すみません。

事務局から連絡事項を報告させていただきます。

本日は、第一回目の審議会を無事に終了させて頂きありがとうございました。

次回の審議会の予定でございますが、年明け、1 月 27 日金曜日お昼 2 時から、会場は、和泉市役所 3 号館の 3 階の市議会委員会室で行う予定でございます。

案件といたしましては、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の関係する変更並びに下水道の変更についての 2 点でございます。

委員の皆様方、大変お忙しい所でございますが、どうぞご出席宜しく願い致します。

以上でございます。

【岩崎会長】 どうもありがとうございました。

【司会】 どうもありがとうございました。

本日、ご可決を頂きました議案につきまして、速やかに法手続きを進めさせていただきたいと存じます。

これをもちまして、平成 23 年度第 1 回和泉市都市計画審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前 10 時 40 分閉会

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市都市計画審議会 会長